

委 員 会 報 告 書

平成30年度議会報告と町民との意見交換会について

平成30年11月8日から平成31年2月7日までに当委員会が主催した標記に関する総括報告を、芽室町議会会議条例第79条の規定により報告する。

平成31年3月20日

芽室町議会議会運営委員会

委員長 早 苗 豊

芽室町議会議長 広 瀬 重 雄 様

1 実施の目的

芽室町議会は、平成12年から本格的に議会活性化に取り組み、平成25年3月定例会において芽室町議会基本条例を議決、同年4月1日から施行し、議会改革と活性化に取り組んでいる。同条例第8条第5項に基づき、平成30年度において、議会報告と町民との意見交換会を開催したものである。

芽室町議会基本条例（町民参加及び町民との連携）

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。

5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会・議員による政策提案を行います。

2 実施状況

平成30年度議会報告と町民との意見交換会は、町内小中学校PTA、高等学校、団体、並びにフォーラムの全13会場で開催し、全参加者数は306人となった。各会場では、各委員会で抽出した政策形成サイクル8事務事業について報告、参加者と意見交換したほか、身近な課題をテーマとして対話する場を通じて、まちづくりを考え・参加する機会の一つとした。

全ての意見交換等で、304点の発言をいただき、これらについて各委員会で調査及び協議を行ったうえで報告書をまとめた。報告書については、参加者に送付するとともに議会ホームページにも掲載する。

3 総括

平成26年度以降、議会報告と町民との意見交換会では、議会からは、小人数で構成するグループで臨み、ワークショップを取り入れるなど、参加者が対話しやすい場づくりを取りすすめてきており、多くの町民の方々と、深い意見交換を重ねてきた。

今後も、芽室町議会基本条例の規定に基づき、議会情報を町民に向けて発信し、意見交換等を通じ、町民の意見及び提言を真摯に受け止めながら、議会活動への参加機会を確保していくとともに、二元代表制の一翼を担う議事機関として、本町のまちづくり推進のために鋭意努力していくものである。